

一般社団法人岩手県歯科医師会 禁煙宣言

電子たばこ、無煙たばこ等を含めた喫煙は、喫煙者のみならず、周囲の方への受動喫煙につながる。

喫煙の健康被害として、がんをはじめ、脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患、気管支喘息などの呼吸器疾患、糖尿病などの生活習慣病、などの様々な全身疾患の原因となることが挙げられる。口腔領域においても、歯周病や口腔がんへの直接的影響、歯周治療やインプラント治療等の治療効果への悪影響が明らかとなっている。

喫煙による悪影響を直接確認できる口腔領域の専門である歯科医療従事者が口腔保健活動とともに、喫煙対策を推進することは、県民の健康寿命の延伸のために意義深いものである。

これらのことから岩手県歯科医師会は、岩手県民の健康維持増進のために、以下に掲げる行動規範を推奨することにより、積極的に禁煙を推進していくことを宣言する。

1. 歯科医師及び歯科医療従事者の禁煙を推進する
2. 歯科医療機関及び口腔保健活動の場において禁煙とし、受動喫煙を防止する。
3. 受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守るための働きかけを推進する。
4. 岩手県歯科医師会館（8020 プラザ）は敷地内全面禁煙とする。
5. 県民に対して、喫煙による健康への悪影響についての教育を行い、禁煙の啓発を行う。